

## 宮川上流漁業協同組合三重内共第12号 第5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、宮川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する三重内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あめご、うなぎ、にじます及びおいかわをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制度に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の(1)欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ(2)欄に掲げる漁具、漁法で(3)欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

(1) 魚種	(2) 漁具、漁法	(3) 規模
鮎	竿釣 (友釣) ヒッカケ	模擬おとりの使用は、組合が定めた区域のみとする。
あめご	竿釣	
うなぎ	〃	
にじます	〃	
おいかわ	〃	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならぬ。

魚種	期間
鮎	5月11日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あめご	3月1日から9月30日までの期間内
うなぎ	3月1日から12月31日までの期間内
にじます	〃
おいかわ	〃

2 前項の公表は、当組合の掲示場に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

禁止区域	期間
三瀬谷ダム軸上流150mの地点から	1月1日より
長ヶ逆調整池ダム軸下流150mの地点まで	12月31日まで
大杉谷渓谷（別添地図の範囲）	
カラスキ谷 カラスキ谷出合150m上流から	令和6年1月1日より 令和8年12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
鮎	10cm
あめご	12cm
うなぎ	20cm
にじます	10cm
おいかわ	10cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次の場合に於いて、遊漁者が小学生のときは無料、

又、中学校生徒のときは、年券に限り次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。又、鮎竿釣（友釣）年券については、18歳以下は無料、女性は、3,100円とする。次項ただし書きに規定する方法により納入するときは、次に掲げる現場加算額を加算した額とする。

魚種	漁法	日券	年券	現場加算額
鮎	竿釣(友釣)	解禁日より ヒッカケ解禁日より	3,100 2,100	12,000 3,000
	竿釣(友釣) ・ヒッカケ付		—	16,000 —
	ヒッカケ		3,100	5,000 3,000
あめご	竿釣	解禁日より1カ月 それ以後	1,600 1,000	5,000 1,500
にじます・うなぎ	竿釣		1,000	5,000 1,000
おいかわ	竿釣		500	2,500 500
全魚種共通	竿釣		—	15,000

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、年券・全魚種共通券を除き、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 宮川上流漁業協同組合事務所 多気郡大台町滝谷 397-8
- (2) 理事会が承認する遊漁証販売店

(漁協ホームページに記載 <http://www.ma.mctv.ne.jp/~mj-ototo/>)

#### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。遊漁承認証は、腕章により交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前項第2項に規定する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人（家族を含め）に貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

様式（1）遊漁承認証

## 遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者	住 所		
	氏 名	年令	才

承認期間

魚種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発 行 者

宮川上流漁業協同組合

注意事項

1. 遊漁をする場合は必ず遊漁証の携帯又は腕章着用のこと
2. 遊漁証及び腕章は他人（家族を含め）に譲渡・貸与はできません。
3. 遊漁する場合相互に適当な距離を保つこと。
4. 遊漁規則に違反したときは、遊漁の中止をめいざすことがあります。  
この場合すでに納付した遊漁料は払い戻し致しません。
5. 入川に伴う事故については、一切その責任を負いません

様式（2）漁場監視員証

## 漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の監視員であることを証明する。

氏 名			
住 所			
有効期間	年	月	日 まで

発 行 者 宮川上流漁業協同組合

### 注意事項

1. 遊漁規則の励行に関し漁業者に必要な指示を行うこと。
2. 監視には監視員証を携帯し腕章を着用すること。
3. この証明書は他人に貸与又は譲渡することができない。
4. この証明書の有効期間は上記のとおり。
5. この証明書は監視員の資格を失ったとき又は有効期間が経過したときは、直ちに組合に返納しなければならない。